

「HACCPの制度化に向けたマネジメント改革セミナー」

平成30年6月に食品衛生法が改正され、原則すべての食品関係事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが盛り込まれました。

食品関係事業者は、令和3年6月までにHACCP制度化に対応する必要があります！

このセミナーでは、小規模な飲食店営業事業者を対象に、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書に基づき、自社での衛生管理計画の作成、記録の実施・確認を行えるよう実践的な演習を交えた研修としています。参加者が、自社ですぐにでも実施できるカリキュラムとしております。

飲食店営業以外の方でも衛生管理計画の作成、記録等について参考になる内容になっておりますので是非ご参加ください。

研修会の実施内容

対象業種 飲食店営業

定員・時間：各会場100名／13:30～16:30 or 13:00～16:00※開始時間は会場によって異なります。
次第は各会場申込書に記載しております。開始時間はそちらでご確認ください。

会場：下記のとおり

対象者：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象となる小規模事業者

受講料：無料

内容：小規模な一般飲食店の手引書にそって講義を行います。
講義のあとは、実際に演習を通して理解を深めていただきます。

※筆記用具をご持参ください。

開催日	開催会場	受付開始
令和元年12月4日	胆江地区勤労者教育文化センター	11月1日から
令和元年12月17日	釜石情報交流センター	11月1日から
令和2年1月14日	いわて県民情報交流センター（アイーナ）	12月2日から

申込方法：各会場の申込開始日より当協会HPより申込書のダウンロードを開始いたします。

受講希望の会場の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

FAX以外でお申し込みを希望の方、セミナーについてのお問合せにつきましては、次の番号までご連絡下さい。

お問合せ先：一般社団法人岩手県食品衛生協会

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通二丁目1-14

TEL：019-651-5418 FAX：019-651-5418

担当：小原

主催：一般社団法人岩手県食品衛生協会

「HACCPの制度化に向けたマネジメント改革セミナー」

カリキュラム

研修内容	時間
食品衛生法改正とHACCP制度化について 講師：岩手県 県民くらしの安全課	13：00～13：30（30分） ※盛岡会場のみ13：30～
小規模な一般飲食店向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理（講義と演習） 講師：（一社）岩手県食品衛生協会 食品衛生指導員部長	13：30～15：30（120分） ※盛岡会場のみ14：00～
質疑応答	15：30～ ※盛岡会場は16：00～

※奥州・釜石会場は13：00～、盛岡会場は13：30～となり、開始時間が異なりますので十分にご注意ください。

お申し込み方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、（一社）岩手県食品衛生協会までFAXにてお申込みください。

FAX番号：019-651-5418

FAX以外でお申し込みを希望される場合は、019-651-5418（小原）までご連絡ください。

※定員になり次第締め切ります。

FAX 019-651-5418

（一社）岩手県食品衛生協会 宛

		お申込日		月	日
出席希望会場 ※○で囲んでください		12月4日（水） 一般財団法人胆江地区 勤労者教育文化センター	12月17日（火） 釜石情報交流センター （PIT多目的集会所）	1月	14日（火） いわて県民情報交流センター （アイーナ812号）
お名前					
会社名					
部署、役職					
ご所属先住所		〒 -			
電話番号					
FAX番号					
許可業種名					
所属組合名					

※所属組合があればご記入ください。

主催：一般社団法人岩手県食品衛生協会